

令和6年度「令和の里海づくり」モデル事業 公募要領

公募期間 : 令和6年1月15日(月)～令和6年2月7日(水) 17:00(必着)

公募説明会 : 令和6年1月9日(火)

問合せ先 : 環境省水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室(吉田・川田)

1. 背景

生物の産卵場所、生息・生育の場、水質浄化、二酸化炭素の吸収・固定等、多面的な機能を有している藻場・干潟については、今後一層、保全・再生・創出を進めていくことが重要とされています。これらの藻場・干潟を含む沿岸域は、元来美しい自然と人の営みが古くから共生してきた「里海」と言われています。

最近では、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指す「30by30目標」に向けたOECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)設定に向けた取組が進められており、令和5年度からは、OECMへの登録を念頭に置いた「自然共生サイト」の認定制度が開始され、里海は、海域の自然共生サイト登録の候補として期待されています。

さらに、藻場・干潟における炭素固定機能(ブルーカーボン)への期待の高まりも見られ、令和4年4月に施行された改正瀬戸内海環境保全特別措置法においては、再生・創出された藻場・干潟等も自然海浜保全地区に指定可能とするなど、一層の藻場・干潟の保全・再生・創出の推進を図っています。

2. 目的

閉鎖性海域をはじめ全国の沿岸域等で行われる里海づくりが、様々な地域課題の同時解決を図り、かつ持続可能なものとなるように、里海の多面的機能を活かして地域資源の保全と利活用(ヒト・モノ・資金など)の好循環を生み出すことを目指す「令和の里海づくり」モデル事業を、令和4年度、令和5年度に引き続き、実施します。

本事業では、上述の里海づくりに向けて、地域の多様な主体が参加・連携する藻場・干潟等の保全・再生等と地域資源の利活用による好循環形成や連携体制づくり等を推進するため、地域の優れた取組について、必要な経費の支援や事業実施の伴走支援等を環境省の調査事業の一環として行うものです。

3. 事業概要

本事業は、環境省事業「令和6年度藻場・干潟の保全・再生等と地域資源の利活用による好循環モデルの構築等業務」内の調査事業の一環として実施します。藻場・干潟等の保全・再生等と地域資源の利活用による好循環形成を目指し、地域の多様な主体が参画・連携する取組について、経費の負担等により、体制づくりや事業の構築等を推進します。

(1) 事業対象地域

全国の閉鎖性海域等の沿岸域

※事業の主たる部分が沿岸域で行われるものであれば、沿岸域以外で行われる事業が一部含まれることを妨げるものではありません。

(2) 応募主体

請負契約の対象となる応募主体は、地方公共団体、協議会、NPO 法人・企業・漁業協同組合・学校法人・観光協会等の民間団体です。ただし、原則として対象地域に拠点をもつ団体とし、モデル事業事務局と直接請負契約を締結できる者とします。

(3) 事業規模

請負契約の対象となる事業上限額は400万円（税込）とします。

※審査の結果、応募時の要望額からの減額調整をする場合がありますので、ご了承ください。

(4) 事業実施方法

- 応募内容をもとに、環境省事業「令和6年度藻場・干潟の保全・再生等と地域資源の利活用による好循環モデルの構築等業務」の請負事業者であるモデル事業事務局と選定団体との間で請負契約を締結します。
- モデル事業費は、上記の請負契約にもとづく請負費としてお支払いします。請負費は原則として成果物の提出及び業務完了の確認後、一括してお支払いします。

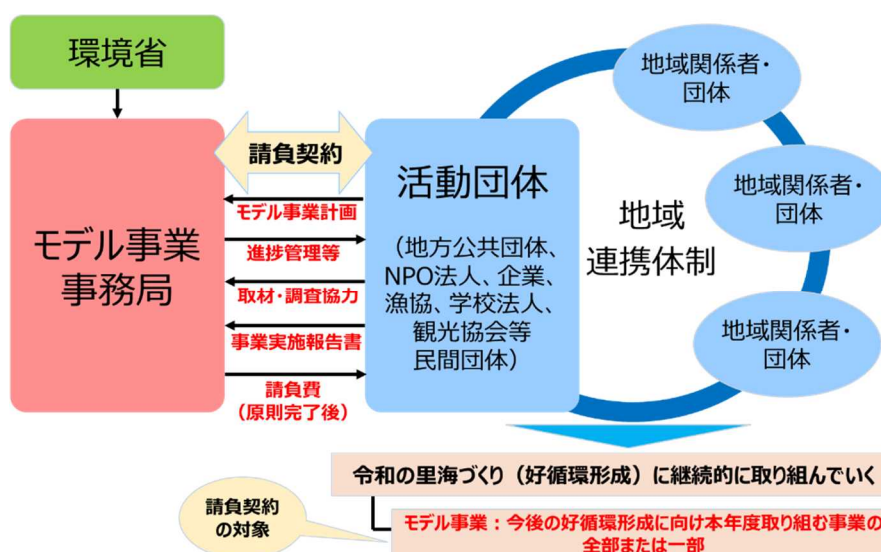


図 事業フローのイメージ

(5) 事業実施期間

モデル事業事務局との契約締結日 ～ 令和7年2月14日（金）まで（予定）

(6) 対象事業

藻場・干潟等の保全・再生・創出と地域資源の利活用による好循環を生み出す事業。なお、環境省が推進する「自然共生サイト」への認定、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区の新規指定・活性化、森里川海の連環や地域循環共生圏、地域脱炭素（ブルーカーボン）を目指すもしくは、これらと関連等している事業など、里海づくりのモデルや他海域へ展開可能な優良事業を優先的に選定する予定です。

【対象となる取組の例】

- 藻場・干潟等の保全・再生・創出に資する活動（保全・再生等活動）
- 保全・再生等活動を体験できるエコツアーの造成
- 保全・再生等活動にかかる資金調達を念頭においた海藻等の製品の販売
- 保全・再生等活動に関する教育プログラムの開発、地域の学校等への提供
- 情報発信ツールの製作、シンポジウムやワークショップの開催等、保全・再生等活動の啓発のための地域活性化プロモーション
- 上記を実施するための協議会等の設置や他団体等との連携事業

(7) 対象経費

請負契約の対象となる経費は、令和6年度の事業実施期間中においてモデル事業の実施に直接必要な経費とします。なお、事業実施に直接必要でない経費は認められませんので減額となります。

【計上できる経費の例】

- 事業費（旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、賃金（※）、雑役務費、その他事業実施に直接必要な諸経費、外注費、一般管理費）
※モデル事業に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金等
- 人件費（モデル事業実施、評価・検証、報告書の作成等に従事する者の人件費など、本事業を行うために必要な人件費。地方公共団体の場合は計上不可。）
なお、人件費については、上限を全体事業費の3割5分以内とします。また、人件費について環境省が過大と判断した場合には、従事する業務の内容や単価等について、ヒアリングを実施し、詳細に確認させていただきますので、あらかじめご留意ください。

【計上できない経費の例】

- 事業場等の建物・施設の整備・賃借に関する経費
- 1年以上継続して使用できる機器・備品等
- モデル事業の実施に直接関係しない経費

(8) 応募にあたっての留意事項

- 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、環境省における調査事業の一環として行うものであり、国費による経費の負担等を通して、モデルとなる取組を環境省と共に作り上げ、その成果を発信等することにより、他地域・他事業への模範的事業としての展開、さらには国内の里海づくりに関する機運の醸成を目指すものです。
- 本公募は、この考え方に賛同・理解・協力いただける事業者を募集するものです。
- モデル事業は、環境省、関係省庁、専門家及び地域の関係者が連携して、里海の多面的機能を生かした地域資源の保全・再生と利活用（ヒト・モノ・資金など）の好循環を生み出すことが期待されています。この目標の達成に向けて、モデル事業の実施団体に対しては、モデル事業事務局の伴走支援及び、必要に応じて専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を取り入れます。実施団体の要望は最大限尊重しますが、実施団体の選定過程及び選定後において、事業の内容を申請内容から変更していただくことがあり、申請内容等のおり事業を行っていただくとは限らないことにご留意ください。
- コーチングを行う専門家については、環境省、モデル事業事務局及び実施団体において協議の上、選定することといたします。
- 実施団体において、申請した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。

- モデル事業の実施にあたり、当該環境省事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、モデル事業事務局等の求めまたは実施団体の必要に応じ、打合せを行います。また、モデル事例形成、「令和の里海づくり」の情報発信・推進等のために、実施団体に対して、ヒアリングやモデル事業に関連する取組の視察・取材等への御協力をお願いすることがあります。
- モデル事業の実施にあたっては、それぞれの状況に応じ、ウェブサイト、SNS、動画等を活用して実施団体自らもしくは連携先から戦略的、定期的に情報発信をすることになります。情報発信について経験等を有していない場合は、モデル事業事務局による支援（ただし、基礎的な方法の情報共有など簡単なものに限る。）も可能です。なお、モデル事業事務局が情報発信を代理して行うわけではありません。
- 事業成果は、事業終了後に事業概要を取りまとめ、環境省 web サイト等で掲載いたします。
- 選定した事業については、事業終了後も、本事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、里海の多面的機能を生かして地域資源の保全・再生と利活用（ヒト・モノ・資金など）の好循環の創出を自ら目指すことが期待されます。そのため、事業終了後も、環境省（もしくはモデル事業事務局）から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなど、環境省が進める里海づくりに対して協力を求めます。

4. 応募方法

(1) 応募書類の提出

応募書類提出期限までに、添付の①から③の書類を「5. 書類提出・問合せ先」まで、電子メール（ストレージシステム等を含む）にてご提出ください。なお、複数の者で共同して応募する場合には、モデル事業の運営を統括し、契約当事者となる代表者を定めてください。記載に当たっては、応募書類の注意書きも併せてご覧ください。

【応募書類】

① 応募申請書（様式A）

② 応募書類様式（様式B）

<記載項目>

以下の項目について記載されていないと審査が出来ませんので、各項目を確認しながら、応募書類に記載ください。

1. 応募団体について

- ・「里海づくり」及びそれ以外の活動も含め、応募団体の活動概要（企業であれば事業概要等）を記載してください。

2. 目指すべき姿・現状と課題

- ・対象地域の気候や環境条件、地域文化や習慣、周辺住民の関心度等、里海づくりを推し進める上でポイントとなる背景を記載してください。
- ・応募団体又は対象地域における地方公共団体、教育機関、企業、環境保全団体など地域づくりの関係者による里海づくりに対する取組実績及び取組動向を記載してください。
- ・対象地域における藻場・干潟等の保全・再生等および地域資源の利活用について、今後5年程度を目安として、目指すべき里海の将来像を想定し記載してください。
- ・地域づくりを取り巻く背景、各団体等の動向、「里海」の将来像及び取組実績を踏まえ、好循環の形成に向け今後解決すべき主な課題及びモデル事業の実施目的を記載してください。

3. 事業実施計画

- ・ 事業を実施する地域（海域・沿岸域）を記載してください。
- ・ 2.に記載した背景、将来像、取組実績及び今後解決すべき課題を踏まえ、令和6年度に取り組む事業計画を取組項目別に具体的に記載してください。その際、取組みの実施主体、実施内容、スケジュール、年度内の達成目標を記載してください。
※本公募にもとづき請負契約の対象となるモデル事業の範囲が、令和6年度に取り組む上記事業の一部である場合には、その範囲を明示すること。
- ・ 藻場・干潟等の保全等の実施内容について、実施プロセス等、可能な限り詳細に記載してください。
- ・ 2.で挙げた各課題について、モデル事業の個々の取組み又は事業全体が、どのように課題を解決し好循環の形成に資するのかストーリーを記載してください。
- ・ モデル事業について、自然共生サイトへの認定を目指す事業、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区の新規指定や活性化を目指す事業、カーボンクレジットへの認定等を予定している場合は、認定等に向けた現在の検討状況や今後の計画等をお示しく下さい（別紙可）。
- ・ 中長期（3年～5年程度）に至る年次計画があれば、記載してください。

4. モデル事業実施体制と今後の連携イメージ

- ・ 図表などを用いて、モデル事業実施体制を各主体の概要や役割と共に記載してください。
- ・ 今後想定されている多様な主体の連携体制があれば、イメージを記載してください。併せて、各主体の概要や役割、連携に向けた調整状況、今後の連携方策について記載してください。
- ・ 地方公共団体との連携状況（連携の有無、連携している場合は具体内容）について、記載してください。
※地方公共団体との連携が明らかに不要と思われる場合は記載不要です。
- ・ 事業実施にあたり国・地方公共団体等から助成金・補助金等の支援を受けている場合は、その名称・期間・実施内容の概略等を記載してください。

5. 支出計画

- ・ 本公募によるモデル事業の支出計画について、それぞれの取組毎に具体的な内訳・積算を記載してください。なお、人件費については、上限を全体事業費の3割5分以内とします。

- ・モデル事業実施で外注を想定されている場合は、外注する業務内容と既に予定されている場合には外注先の名称・所在地をお示しください。

③ モデル事業を行う応募団体及びその連携先の定款、設置要綱等がわかる資料（連携先については個人でない場合に限る）

【応募書類提出期限】

令和6年2月7日（水）17：00（必着）

【応募書類の提出形式】

応募書類はPDF形式で一綴りにして提出してください。なお、PDFに変換する元ファイル（Microsoft Word形式、Microsoft Power Point形式、Microsoft Excel形式等の電子ファイル）についても併せて提出してください。

(2) 契約書（案）の送付

契約書（案）の事前確認を希望する応募予定者は、「①実施団体名」「②代表者名」「③担当部署名」「④担当者名」「⑤所在地住所」「⑥電話番号」「⑦電子メール」を明記のうえ、5. 書類提出・問合せ先まで電子メールにてご連絡ください。ご連絡いただいた応募予定者には、採択時の契約書（案）（仕様書部分を除く）を電子メールで送付いたします。採択時には、当該契約書（案）をもとに協議のうえで締結することになりますので、できるだけ事前にご確認ください。

5. 審査方法

(1) 審査プロセス

応募書類を踏まえて 10 件程度の事業を採択する予定です。詳細な審査過程は以下を予定しています（審査は非公開。審査に関する質問等は受け付けません。）。なお、必要に応じて応募団体へ書面による質問、ヒアリング等（オンラインを予定）を行う場合がありますが、基本的にはご提出いただいた応募書類が主な評価対象となりますのでご注意ください。

①形式審査

環境省にて応募書類に必要事項が記載されているか、必要書類が添付されているか等について審査します。明らかな記入誤り（書式・活動内容等）や書類不備がある場合は、内容審査の対象とならない場合があります。

②内容審査（1次）

各審査委員による応募書類の個別審査を行います。

③内容審査（2次）

各審査委員の審査結果を集約し、審査委員会の合議による審査を行います。

(2) 審査項目

形式審査および内容審査（1次・2次）においては、申請内容に対して、次の各観点から総合的に採点・評価を行います。

今後の取組みについては、各観点（評価項目）において期待されている状態の実現に向けて、課題解決に資するような取組の方向性となっているか、現実的な過程・手段が検討されているかが評価されます。より多くの観点（評価項目）について、的確に上記の評価ポイントを押さえている申請内容が高評価となりますので、ご注意ください。

なお、分量について制限はありませんが、分量が多いほど高評価というものではない点にもご注意ください。各項目について具体的に分かりやすく記載いただく必要はありますが、効果的・効率的な審査のため、冗長にならないよう何卒よろしくお願いいたします。

目指すべき姿・現状と課題について

- ・地域に特有の気候や環境条件、文化的背景等を把握しているか。(地域特性に関する理解度)
- ・地域づくりに関する関係者やその動向などを幅広く把握しているか。(地域の関係者に関する理解度)
- ・藻場・干潟等を地域資源の1つとして活用する際、地域コミュニティとの連携等を通して担い手を確保するとともに、取組自体を経済的に自立させることを検討しているか。(人的・経済的な自立性)
- ・地域コミュニティや文化にも配慮し、地域資源の維持や地域づくりに貢献できるような、藻場・干潟等の保全・再生等の方策が具体的に検討されているか。(互恵関係)
- ・藻場・干潟等の保全・再生等に貢献するような地域資源の利活用方策を具体的に検討しているか。(互恵関係)
- ・藻場・干潟等の保全・再生等の取組みがモデル事業終了後も含め持続的に継続できるような方策を検討しているか。何等かの事情により一時的に休止したとしても、地域コミュニティの人的、経済的な協力を得て、取組を再開できるような方策を検討しているか。(持続可能性)
- ・モデル事業が確実に遂行されるか。(事業遂行の確度)
- ・将来像の実現に資するような課題設定となっているか。(課題設定の妥当性)

事業実施計画について

- ・事業対象地域が海域・沿岸域を含んでいるか。事業対象地域が地図を用いて明確に記載されているか。
- ・年度内に遂行可能な適切なスケジュール感・具体的な行動内容の記載がなされているか。(事業の確実性・計画性)
- ・藻場・干潟の保全等に関する事業内容について、科学的な知見を踏まえた妥当なものであり、具体的な内容が記載されているか。(保全等の取組の科学的妥当性)
- ・必要経費の上限額内において、取組内容に応じた適切・有効な経費が具体的に積算されており、体制等に鑑み、経費に見合った事業成果が期待できるか。(事業実施の効率性)
- ・地域内外に向けた事業のプロモーションについて具体的な戦略があるか。
- ・希少性・新規性が特に高く、これまでにない特別な取組として横展開が見込まれるか。(新規性)

- ・事業の実施に伴う資源・エネルギー消費や環境負荷の発生を可能な限り抑制することが検討されているか。(環境配慮)
- ・藻場・干潟等を地域資源の1つとして活用する際、地域コミュニティとの連携等を通して担い手を確保するとともに、取組自体を経済的に自立させることを検討しているか。(人的・経済的な自立性)
- ・地域コミュニティや文化にも配慮し、地域資源の維持や地域づくりに貢献できるような、藻場・干潟等の保全・再生等の方策を具体的に検討しているか。(互恵関係)
- ・藻場・干潟等の保全・再生等に貢献するような地域資源の利活用方策を具体的に検討しているか。(互恵関係)
- ・藻場・干潟等の保全・再生等の取組みがモデル事業終了後も含め持続的に継続できるような方策を検討しているか。何等かの事情により一時的に休止したとしても、地域コミュニティの人的、経済的な協力を得て、取組を再開できるような方策を検討しているか。(持続可能性)
- ・個別の取り組みから、藻場・干潟等の保全・再生等と地域資源の利活用の好循環の形成に至るストーリーに筋道が通っているか。(ストーリーの妥当性)
- ・事業実施後も個々の事業が互恵的な関係のもとで発展し、好循環の形成が促進されるような事業のスキームとなっているか。(事業の発展性)
- ・環境保全の枠組みを超えた地域の活性化を図るものとなっているか。(事業の発展性)
- ・自然共生サイトへの認定、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区の新規指定や活性化、カーボンクレジットの認定等を予定しているか。その場合、認定等に向けて不足している要件を把握しているか。(認定制度等の利活用予定)
- ・目標設定が地域の現状と課題、事業内容を踏まえて適切なレベルか。(目標設定の妥当性)

モデル事業実施体制と今後の連携イメージについて

- ・「里海づくり」の主たる部分が、モデル事業の実施地域を活動拠点とする主体により行われる実施体制となっており、当該地域が中心となった取組が期待できるか。
- ・実施体制について、事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行に必要な組織・人員等を、質・量双方の観点で十分に備えているか。(実施体制の質・量)
- ・各主体の役割が適切に分担され明確となっており、各々の事業遂行に必要な不可欠な取組みが漏れなく実施されるようになっているか。(連携の的確さ)

- ・各主体にとって互恵的な連携体制が構築され、モデル事業の終了後であっても、各主体が自律的に事業の継続及び拡大を図れるような実施体制となっているか。
(事業の持続可能性)
- ・他団体との連携に向けた調整を具体的に進められているか。(連携に向けた調整の具体性)
- ・応募団体及び連携団体に限らず、地域の若者など、意欲のある多様な関係者が事業の枠組みを超えて連携できるような実施体制の工夫がなされているか。(第三者の参画可能性)
- ・モデル事業の実施にあたり必要となる地方地方公共団体との関係性を構築できているか。

支出計画について

- ・適切な費目の経費が計上されているか。
- ・必要かつ適切な費用が計上されているか。
- ・金額の流れが適切か。外注が想定されている場合、全部または主たる部分の外注が行われていないか。

6. 成果物とその帰属

請負契約により実施していただくモデル事業の納入成果物として、モデル事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、応募されたモデル事業の内容に応じ、モデル事業者との協議で決定します。

提出されたモデル事業実施報告書をもとに、モデル事業事務局が作成する環境省事業「令和6年度藻場・干潟の保全・再生等と地域資源の利活用による好循環モデルの構築等業務」の報告書を含め納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に環境省に帰属します。また、請負契約によるモデル事業の一環として例えば情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権等も環境省に帰属します。ただし、実施団体や当該地域で目的に沿った積極的な利用は環境省により許諾され、基本的には利用が制限されるようなことは想定しておりません。なお、従来から実施団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど原著作権者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

7. 書類提出・問合せ先

環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海域環境管理室

TEL : 03-5521-8317 (直通)

E-mail : kaiiki@env.go.jp

(送信の際は「◎」を「@」に置き換えてください。)

以上

公募要領に関する Q&A

「3. (1) 事業対象地域」について、事業実施地域が沿岸域のみでなくても申請可能か。

里海づくり活動については、沿岸域のみで実施するもののみではないと考えております。そのため沿岸域で実施するものが本公募に申請する事業の主たる取組となっている必要はありますが、事業の一部に沿岸域以外の取組が含まれていても、本公募の対象になると考えています。(一部の割合について、具体的に示すものではありませんが、具体的には個別の応募書類ごとの判断になりますこと、ご了承ください。)

「3. (7) 対象経費」について、事前に支払ってもらうことはできないのか。

原則として完了後に一括支払いとなりますが、ご事情によりやむなく中間金等の事前払いをご希望の場合には、請負契約を締結する際に協議することができます。ただし、モデル事業事務局における審査を経る必要がありますので、認められない場合があることはご了承ください。

「3. (7) 対象経費」について、外注費はどれぐらいの割合まで認められるのか。

モデル事業費に占める外注費の割合を一律に制限はしませんが、請負契約の対象となるモデル事業の全部または主たる部分を一括して外注することはできません。

「好循環の形成」について、今年度の請負契約の対象として考えている事業は、藻場・干潟等の保全・再生等と地域資源の利活用を両方行う必要があるのか。

請負契約の対象として実施していただく取組の内容が、例えば藻場・干潟等の保全・再生活動や地域資源の利活用のいずれか一方のみであることを妨げるものではありませんが、今後の好循環形成に向けた取組になるよう、請負契約の対象とそれ以外の取組全体では両者が含まれるものとして計画してください。なお、環境省の他の事業との重複を防ぐため、海洋ごみ対策を主体とする取組は対象といたしません。

「多様な主体との連携」について、連携先の限定はされるのか。

特に限定はされません。むしろ、持続可能な取組や地域の広範な課題への対応を想定すると、多様な主体と連携していることが望ましいと考えます。

連携先としては団体・個人を含めた多様な主体をイメージしており、漁業者などの生産者、対象地域内外の事業者(観光・宿泊・製造・流通加工、地域商社等)、地域内外の学識者・専門家、地域内外のメディア、地域内外の金融機関等が想定されると考えております。